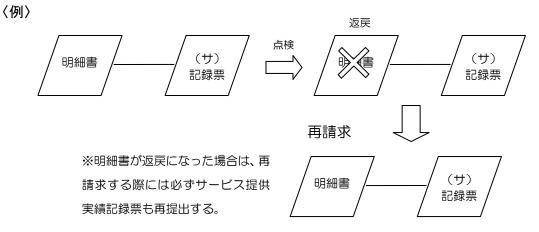
請求明細書等の返戻に伴う再請求等については、種別(請求明細書、サービス提供実績記録票及び利用者負担上限額管理結果票)のエラーにより対応が一様ではないため、再請求する際は下記を参考に行ってください。

(1)請求明細書

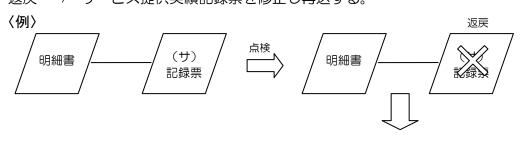
返戻 ⇒ 請求明細書を修正し、「サービス提供実績記録票」を併せて提出する。

※請求明細書が返戻になった場合は、サービス提供実績記録票も返戻になるので、再請求する場合は、請求明細書に当該実績記録票を併せて提出しなければならない。



(2) サービス提供実績記録票

返戻 ⇒ サービス提供実績記録票を修正し再送する。



再提出

※サービス提供実績記録票のみ返 戻になった場合は、サービス提供実 績記録票のみ再提出 ただし、明細書には不備がないため 請求支払は行われる。



(3) 利用者負担上限額管理結果票(上限管理事業所が対応)

返戻 ⇒ 利用者負担上限額管理結果票を修正して再送

※請求明細書やサービス提供実績記録票が返戻になっても、当該上限管理結果票は返戻 とはならない。

〈例1〉 返戻 上限額 明細書 明細書 官律 管理票 ※利用者負担上限額管理結果票が 再提出 返戻になった場合は、利用者負担上 上限額 限額管理結果票のみ再提出 管理票 ただし、明細書には不備がないため 請求支払は行われる。 〈例2〉 返戻 上限額 上限額 明細書 管理票 管理票

※明細書が返戻になった場合でも、 利用者負担上限額管理結果票は返 戻とはならず、明細書のみ再提出 ただし、明細書が返戻になったた

め、請求支払は行われない。

なお、再請求する明細書の総費用額 等が変更になった場合は、利用者負 担上限額管理結果票を再作成する 場合は情報作成区分(インターフェ ス参照)を「修正」にて再送する。

